

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	療養費の支給	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第54条	
連 絡 先	(電話 621 - 5159)	
審 査 基 準	<p>療養費の支給 国民健康保険法 第54条</p> <p>保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、世帯主が当該被保険者の被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>保険者は、被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>【療養費に該当すると認められる場合】</p> <p>療養費の支給申請が次に該当すると認められた場合には、療養に要した費用から一部負担金を控除した額を世帯主に支給する。</p> <p>やむを得ず保険医以外の医師の診療を受けた場合（海外での受診も含む）</p> <p>病状が緊迫した状態や重傷で担ぎ込まれた医療機関が、保険診療を担当する医療機関でなかった場合</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 90日（休日を含む）</p> <p>（設定しないものについてはその理由）</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準	基準	<p>柔道整復師による施術を受けた場合 あんま師、はり師、マッサージ師の施術を、医師の同意を得て受けた場合 コルセット等治療用装具で、療養費払いの取扱いが行われている場合 輸血のために生血を求めた場合 その他、他の法令による医療に関する給付との調整が行われた場合による当該法令による給付の内容が国保法の給付よりも差額がある場合</p> <p>療養費の支給申請 国民健康保険法施行規則第27条 療養費の支給を受けようとするときは、世帯主は、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>療養を受けた被保険者の氏名 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地 診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名 法第54条の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由、法第54条の3第3項又は第4項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、特別療養費の支給を受けることができなかった理由 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容 療養につき算定した費用の額 被保険者証の記号番号</p> <p>[添付書類] 療養につき算定した費用の額に関する証拠書類 証拠書類が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付</p>
------	----	---